

# 札幌市時間外保育促進事業費等補助金交付要綱

(平成 11 年 3 月 18 日保健福祉局長決裁)

一部改正 平成 12 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 13 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 14 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 15 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 16 年 3 月 1 日  
一部改正 平成 16 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 17 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 17 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 17 年 9 月 1 日  
一部改正 平成 18 年 9 月 29 日  
一部改正 平成 22 年 9 月 15 日  
一部改正 平成 23 年 3 月 24 日  
一部改正 平成 24 年 3 月 30 日  
一部改正 平成 24 年 6 月 21 日  
一部改正 平成 25 年 3 月 29 日  
一部改正 平成 26 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 29 年 7 月 14 日  
一部改正 令和 2 年 2 月 13 日  
一部改正 令和 2 年 3 月 31 日  
一部改正 令和 3 年 3 月 16 日  
一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため、保育所等において時間外保育事業等を実施する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施保育所等 札幌市時間外保育促進事業実施要綱（平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁。以下「時間外保育実施要綱」という。）、札幌市保育所開所時間延長促進事業実施要綱（平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁。以下「開所時間延長実施要綱」という。）、札幌市一時保育事業（一般型保育所タイプ）実施要綱（平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁。以下「一時保育実施要綱」という。）に掲げる事業を実施する保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）をいう。
- (2) 実施事業者 前号に掲げる保育所等の設置者をいう。
- (3) 補助事業者 前号に掲げる実施事業者のうち、本要綱に基づく補助金の交付を受けた者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 時間外保育促進事業 時間外保育実施要綱に基づき保育所等が行う時間外保育事業をいう。  
ただし、休日以外に保育を利用しない日を設けずに休日保育を利用する場合の保育時間を除く。
- (2) 保育所開所時間延長促進事業 開所時間延長実施要綱に基づき保育所が行う13時間又は15時間の開所時間を超えて行う時間外事業をいう。
- (3) 一時保育事業（一般型保育所タイプ） 一時保育実施要綱に基づき保育所等が行う一時保育事業をいう。

（補助金額の算定方法）

第4条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施保育所等が補助対象事業の実施にあたり、時間外保育実施要綱第9条第2項及び一時保育実施要綱第10条第2項に定める標準利用料を超える高額な利用料を保護者から徴する場合、又は時間外保育実施要綱第10条第1項及び一時保育実施要綱第11条に定める保護者から徴する利用料の減免措置を実施しない場合は、当該補助対象事業について、この要綱に定める補助金の交付対象から除外する。

（補助金の交付申請）

第5条 実施事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を、毎年度、事業開始後2か月以内（年度当初から実施する場合は6月下旬まで）に市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書により、実施事業者に通知するものとする。

（補助金の概算交付）

第7条 市長は、前条により交付を決定したときは、実施事業者の申出に基づき、別表2の第2欄に定める額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額を概算交付することができる。

（事業実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた実施事業者は、当該年度の補助対象事業終了後又は補助対象事業廃止後1月以内に、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書により、実施事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第10条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第9条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第14条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第16条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によってなされた交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた交付決定その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によってなされた交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた交付決定その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年度に限り、第 3 条第 1 号に規定する時間外保育促進事業における別表 1 の第 2 欄に定める基準額の各基準月における補助対象期間について、開所時間外における時間外保育分に係る基本分は、4 月よりも 10 月の平均対象児童数が上回る場合、また、開所時間内における

時間外保育分に係る基本分は、実施要件を満たす最も長い時間外保育区分を比較し、時間外保育区分に定める時間数が4月より10月が上回る場合、上期分（4月～6月）及び下期分（7月～3月）とする。ただし、年度の途中から事業を実施した場合を除く。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1

補助金額の算定基準

1 区分		2 基準額	3 対象経費										
開所時間延長促進事業	開所時間延長実施要綱第2条第1号に該当する保育所のうち13時間を超えて開所する保育所	1か所当たり年額 4,591,000円 ただし、事業の開始が年度途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度途中となる場合は次の算式による（1円未満切り捨て）。 $4,591,000円 \times 実施月数 / 12$	開所時間延長促進事業に必要な経費										
	開所時間延長実施要綱第2条第1号に該当する保育所のうち15時間を超えて開所する保育所	1か所当たり年額 9,182,000円 ただし、事業の開始が年度途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度途中となる場合は次の算式による（1円未満切り捨て）。 $9,182,000円 \times 実施月数 / 12$											
時間外保育促進事業	時間外保育実施要綱第3条第1項に該当する保育所等	<p>各基準月において実施保育所ごとに次の(1)から(4)により算定された額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期分（4月～9月）</td> <td>4月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">途中から実施</td> <td>事業開始月</td> </tr> <tr> <td>下期分（10月～3月）</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">途中から実施</td> <td>事業開始月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 基本分（開所時間外における時間外保育分） 下記により算出された各基準月の基本分の合計額とする。</p> <p>ア 対象児童数 開所時間（11時間）を超えて時間外保育を利用した保育標準時間認定児童と保育短時間認定児童の合計とし、各週の最も多い時間外保育利用児童数を平均した児童数（小数点以下第一位を四捨五入して整数とする）。</p>		基準月	上期分（4月～9月）	4月	途中から実施	事業開始月	下期分（10月～3月）	10月	途中から実施	事業開始月	時間外保育促進事業に必要な経費
	基準月												
上期分（4月～9月）	4月												
途中から実施	事業開始月												
下期分（10月～3月）	10月												
途中から実施	事業開始月												

以下「平均対象児童数」という。)を算出する。

ただし、1時間延長にあつては、30分を超える時間外保育を利用する児童、2時間延長にあつては1時間30分を超える時間外保育を利用する児童とする。

なお、事業実施日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)が少ないため利用児童数が極端に少なくなる場合には、その週を除くことができるものとする。

#### イ 各基準月の基本分

基準月において時間外保育実施要綱第8条により承認を受けた時間外保育の時間及びその時間まで利用している児童の平均対象児童数により区分される表1に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、承認を受けた時間外保育の時間が2時間であつて、2時間延長の対象にはならないが1時間延長の対象となる利用児童(上記により算定された児童を除く。)がいる場合は、その平均対象児童数により区分される表1に定める額の2分の1を乗じて得た額を加算する。

なお、上記加算後の合計額については、すべての時間外保育利用児童(30分を超える時間外保育を利用する児童に限る。)の各週の最も多い児童数から算出した平均対象児童数により2時間延長で区分される表1に定める額の2分の1を乗じて得た額を限度とする。

表1 (1か所あたり年額)

平均対象児童数	1時間延長	2時間延長
	円	円
6人未満	300,000	811,200
6人～9人	1,212,000	1,623,600
10人～19人	1,422,000	2,148,000
20人～29人	1,771,200	3,021,600
30人～39人	2,120,400	3,895,200
以上10人毎加算	349,200	873,600

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、表2の額に実施月数を乗じて算定した額とする。

表 2 (1 か所あたり月額)

平均対象児童数	1 時間延長	2 時間延長
	円	円
6 人未満	25,000	67,600
6 人～ 9 人	101,000	135,300
10 人～19 人	118,500	179,000
20 人～29 人	147,600	251,800
30 人～39 人	176,700	324,600
以上 10 人毎加算	29,100	72,800

(2) 基本分 (開所時間内における時間外保育分)

下記により算出された各基準月の基本分の合計額とする。

ア 対象児童数

開所時間内で、短時間認定児童の開所時間 (8 時間) を超えて時間外保育を利用し、その時間外保育の合計時間 (開所時間の前後の時間を合算するものとする。) が 1 時間、2 時間又は 3 時間となる児童からそれぞれ平均対象児童数を算出する。

イ 各基準月の基本分

基準月において、アのうち、実施要件を満たす最も長い時間外保育区分を適用し、表 3 に定める額に在籍する短時間認定児童数を乗じ、さらに 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

表 3 (保育短時間認定児童 1 人あたりの年額)

①保育所、認定こども園及び事業所内保育事業 (定員 20 人以上)

時間外保育区分	
1 時間	18,800 円
2 時間	37,600 円
3 時間	56,400 円

②小規模保育事業

時間外保育区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	13,100 円	16,600 円
2 時間	26,200 円	33,200 円
3 時間	39,300 円	49,800 円

③事業所内保育所 (定員 19 人以下)

時間外保育区分	
1 時間	12,100 円
2 時間	24,200 円
3 時間	36,300 円

④家庭的保育事業所

時間外保育区分	
1 時間	83,200 円
2 時間	166,400 円
3 時間	249,600 円

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止または中止が年度の途中になる場合は、表 3 の額に実施月数を乗じて算定した額とする。

(3) 減免を行った場合の加算分

時間外保育実施要綱第 10 条に定める世帯に属する対象児童について、実施保育所等が時間外保育に係る利用料の減免を行った場合には、当該児童 1 人につき実際に減免した 1 日当たりの額と次に掲げる加算限度額を比較して低い方の額を加算する。

(児童 1 人の 1 日当たりの加算限度額)

ア 開所時間 (11 時間) を超えた時間外保育の場合

- ① 1 時間延長 100 円
- ② 2 時間延長 150 円
- ③ 21 時以降 1 時間あたり 50 円

イ 開所時間 (11 時間) 内の時間外保育の場合

- ① 30 分あたり 25 円
- ② 1 時間 50 円
- ③ 1 時間 30 分 75 円
- ④ 2 時間 100 円
- ⑤ 2 時間 30 分 125 円
- ⑥ 3 時間 150 円

(4) 障がい児が時間外保育を利用した場合の加算分

札幌市障がい児保育事業実施要綱 (平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁) に定める児童の利用があった場合は、次の単価に一月当たりの対象児童数を乗じて得た額の年間合計額を加算する。

障がい児 1 人当たり月額 5,710 円

一時保育事業 (一般型保育所タイプ)

実施保育所ごとに次の (1)、(2) 及び (3) により算出された額とする。

(1) 基本分

次の単価に、年間の延べ利用児童数を乗じて得た額  
児童 1 人当たり日額 1,800 円

(2) 減免を行った場合の加算分

保育所が一時保育実施要綱第 11 条に定める世帯に属する対象児童について、利用料の減免を行った場合には、該当する児童 1 人につき 1 日当たりの実際に減免した額と年齢区分ごとに定める次の基準額を比較して低い方の額

一時保育事業 (一般型保育所タイプ) に必要な経費



	<p>を加算する。</p> <p>(児童1人1日当たりの基準額)</p> <p>ア 3歳未満児 2,000円</p> <p>イ 3歳以上児 1,200円</p> <p>(3) 障がい児が一時保育を利用した場合の加算分</p> <p>障がい児1人当たり日額 3,600円</p> <p>次の要件をいずれも満たす施設に加算を適用する。</p> <p>1 加算の対象となる障がい児とは、次に掲げる全ての要件を満たす児童とする。</p> <p>(1) 当該加算の申請に対し、保護者の同意を得ていること。</p> <p>(2) 特別な支援を要し、下記の書類の写しを提出可能な児童であること。</p> <p>ア 身体障害者手帳</p> <p>イ 療育手帳</p> <p>ウ 特別児童扶養手当障害認定通知書</p> <p>エ 通所支援受給者証又は通所給付費支給決定通知書</p> <p>オ 判定書</p> <p>2 特別な支援を要する児童を受け入れる施設において当該児童が事業を利用した場合に、一時保育実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。</p>	
--	---	--

別表2

補助金の概算交付における交付基準

1 区分	2 交付基準	3 対象経費
開所時間延長促進事業費補助	別表1に定める基準額とする。	開所時間延長促進事業に必要な経費
時間外保育促進事業費補助金	<p>次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算定された額とする。</p> <p>(1) 基本分(開所時間外における時間外保育分)</p> <p>4月(年度途中から実施する場合は、事業開始月)における平均対象児童数に基づき算定した別表1の第2欄に定める基準額の表1(1か所当たり年額)に定める額(年度途中から実施する場合は、表2(1か所当たり月額)に実施月数を乗じて得た額)とする。</p> <p>(2) 基本分(開所時間内における時間外保育分)</p> <p>4月(年度途中から実施する場合は、事業開始月)において、実施要綱を満たす最も長い時間外保育区分を適用し、別表1の第2欄に定める基準額の表3(平均対象児童数1人当たり年額)に定める額(年度途中から実施</p>	時間外保育促進事業に必要な経費

	<p>する場合は、表3に実施月数を除して得た額)に在籍する短時間認定児童数を乗じた額とする。</p> <p>(3) 減免を行った場合の加算分 4月(年度途中から実施する場合は、事業開始月)における減免額に実施月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 障がい児の利用があった場合の加算分 4月(年度途中から実施する場合は、事業開始月)における利用障がい児数に別表1の第2欄に定める基準額の障がい児1人当たり月額に定める額を乗じて得た額に、実施月数を乗じて得た額とする。</p>	
<p>一時保育事業(一般型保育所タイプ)補助金</p>	<p>次の(1)、(2)及び(3)により算定された額とする。</p> <p>(1) 基本分 4月と5月(年度途中から実施する場合は、事業開始月とその翌月)の利用状況を比較して、多い方の延べ利用児童数に別表1の第2欄に定める基準額の児童1人当たり日額に定める額を乗じて得た額に、実施月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 減免を行った場合の加算分 4月と5月(年度途中から実施する場合は、事業開始月とその翌月)の利用料減免額を比較して、多い方の金額に実施月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(3) 障がい児の利用があった場合の加算分 4月と5月(年度途中から実施する場合は、事業開始月とその翌月)の利用状況を比較して、多い方の延べ利用障がい児数に別表1の第2欄に定める基準額の障がい児1人当たり日額に定める額を乗じて得た額に、実施月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>一時保育事業(一般型保育所タイプ)に必要な経費</p>